

避難確保計画作成支援事業の 今年度の対応と計画作成状況

改正活火山法における避難促進施設、避難確保計画の位置付け

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

2. 法律の概要

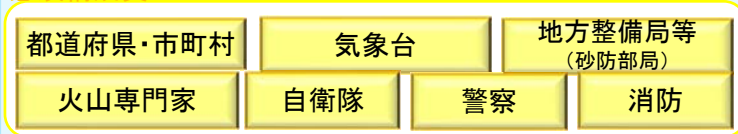
国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

火山災害警戒地域の指定（第3条） 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を基本）

火山防災協議会（第4条） ……関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）
必須構成員

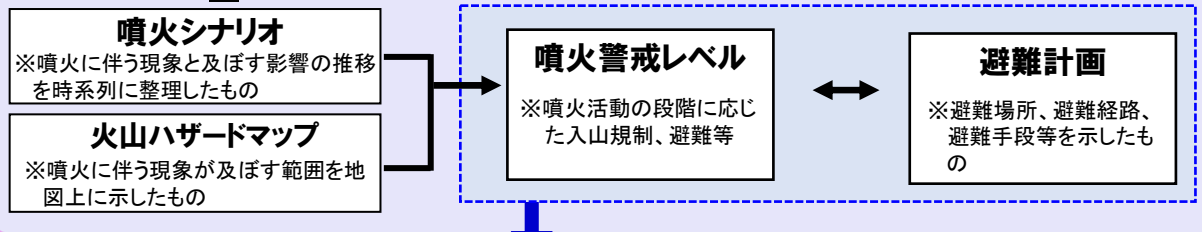


必要に応じて追加

観光関係団体 等 ※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2. 3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

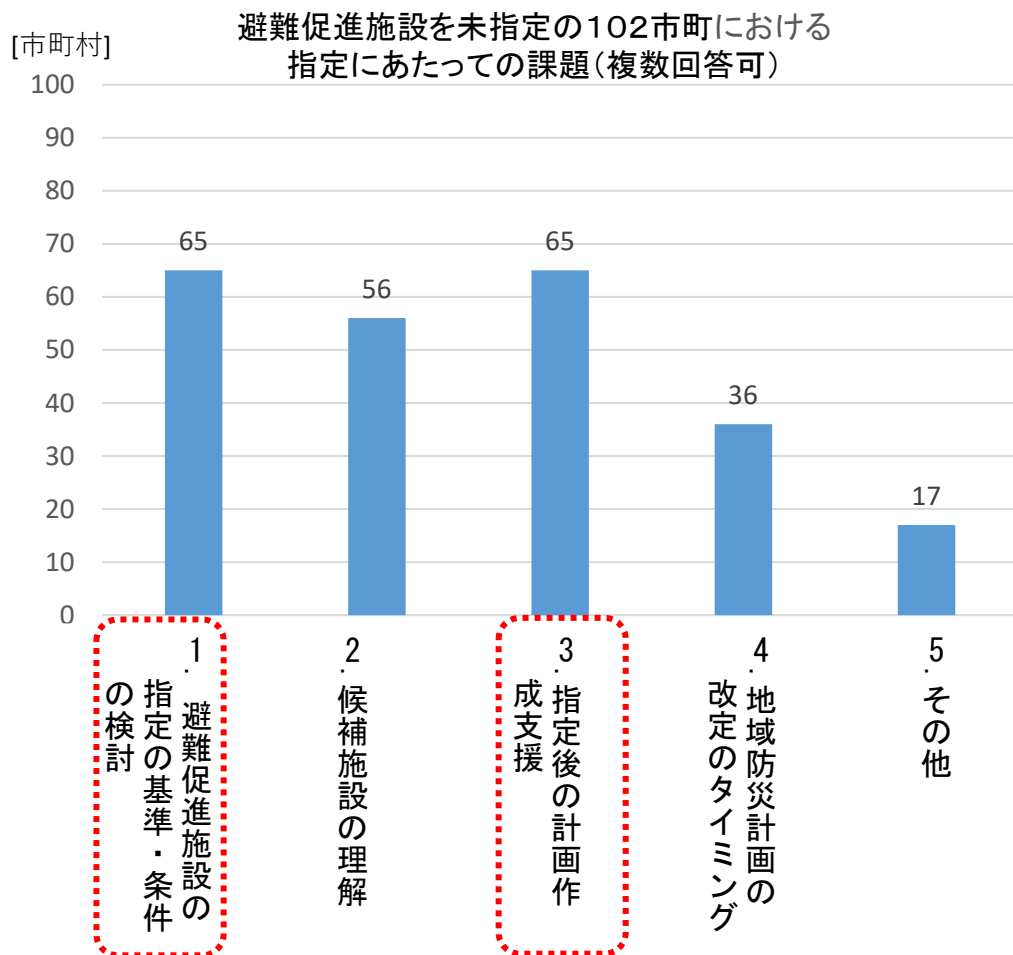
○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定

・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

- 避難促進施設を未指定の102市町※へのアンケートでは、65市町村（約64%）で「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」、「指定後の計画作成支援」が避難促進施設の指定にあたって課題と感じていた。
- 「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」では、指定対象施設が多くなった場合の指定後の避難確保計画作成に関する懸念や、指定理由の対象施設への説明が難しい等の課題が挙げられた。「指定後の計画作成支援」についての具体的な課題として、支援の方法が分からないことや、雛形を作成する知識が不足しているなどのノウハウの不足が挙げられた。

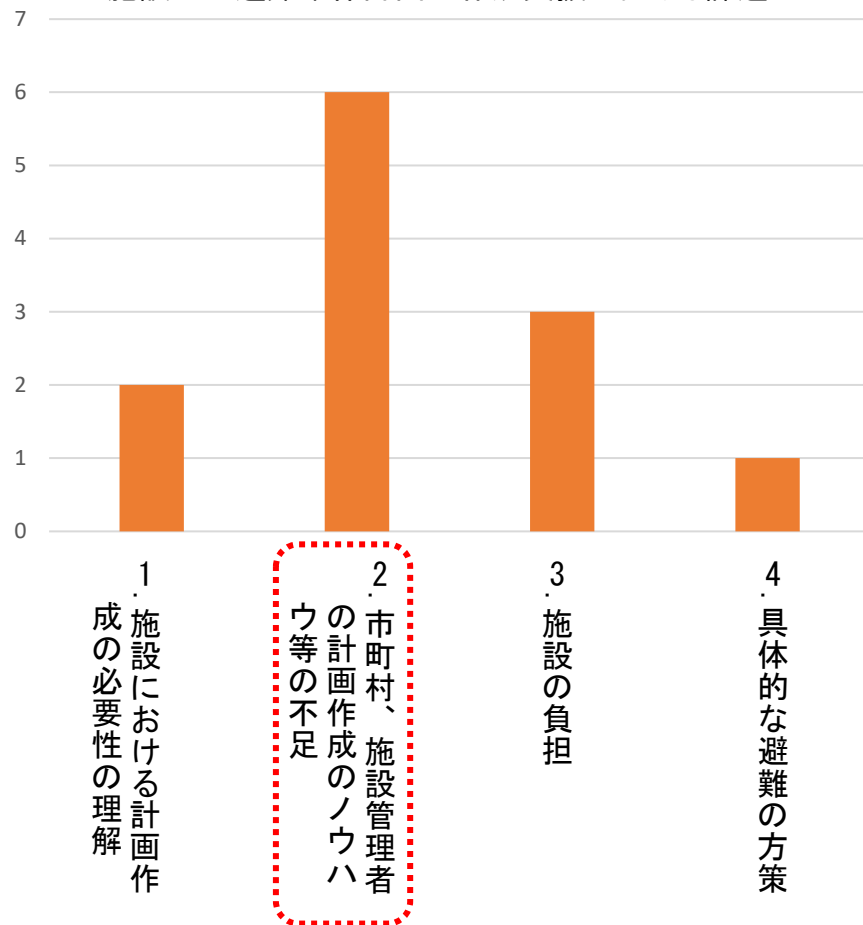
※「避難促進施設の指定を実施している」もしくは「該当する施設が存在しない」以外の回答があった市町村



分類	主な意見
1. 避難促進施設の指定の基準・条件の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードのエリアが市街地であり、対象施設が非常に多く計画作成の対応に苦慮することが予想される。 ・今後検討しなければならない課題である。 ・指定理由について対象施設への説明の仕方が難しい。
2. 候補施設の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・観光等における風評被害も懸念され、施設管理者等からも同意を得られない。
3. 指定後の計画作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した施設に対する計画作成支援の方法がわからない。 ・対象候補施設にノウハウがない。 ・市町村で雛形等を作成しなければならないと思うが、知識不足により進んでいない。
4. 地域防災計画の改定のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画を改定する際に意見を聴く火山防災協議会と、市町村防災会議の開催時期が合わず、改正まで時間がかかる。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定することによる風評被害への懸念 ・知識、人員不足 ・避難促進施設の基準や条件を協議する前に、地域の住民等への火山災害に関する基礎知識の普及啓発が必要 ・避難促進施設、緊急避難場所、指定避難所の違いがわからない。

- 施設の避難確保計画の作成支援における課題に関する市町村へのアンケートでは、市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足に関する回答が最も多かった。
- 具体的な内容としては、類似施設での作成例など具体的な情報が不足している、施設管理者がどのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった、自治体は施設の詳細までは分からないため適切な支援が難しい、などが挙げられた。

[市町村] 避難促進施設を指定した26市町村における施設への避難確保計画の作成支援における課題



分類	主な意見
1. 施設における計画作成の必要性の理解	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口から各避難促進施設までの距離が離れていることもあり、避難確保計画の作成に疑問を持つ施設もあった。
2. 市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設の作成例など具体的な情報が不足していた。 施設管理者に、どのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった。 施設管理者が計画作成に不慣れである。また、市は施設の詳細まではわからないため、適切な支援が難しい。 避難促進施設の所有者に、内閣府の手引きを渡すだけでは作成することが難しいため、防災部局がひな型を作成するなどの支援が必要であった。
3. 施設の負担	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営など小規模な避難促進施設においては、避難確保計画の作成が負担となっている。 宿泊施設では業務多忙の中の避難確保計画作成となるため、負担となっている。
4. 具体的な避難の方策	<ul style="list-style-type: none"> 突発的に噴火した場合についての、規制範囲外への避難のタイミング 大規模噴火の際の、町の広域避難計画が検討中であり、その検討結果を踏まえ施設の避難確保計画を検討する必要がある。

昨年度の避難確保計画の作成支援内容

● 令和元年度より集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援に着手

事業目的

御嶽山や本白根山では突発的な噴火が発生。火口周辺には集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）が存在し、旅行者等の円滑な避難には、各施設による避難誘導が重要。

活動火山対策特別措置法の改正により、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

集客施設等の所有者の計画作成を支援し、支援から得られた知見を全国で共有することで、各避難促進施設における避難確保計画の作成を促進し、もって火山防災対策をより一層推進していくものとする。



＜複数施設が共同して計画を作成している事例＞

検討の概要

種類や状況の異なる集客施設等をモデルとして、都道府県や市町村等を交えて、避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を検討。

○第11回噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（令和2年3月11日）

モデル施設の支援を踏まえて、避難確保計画の具体的な作成方法について検討し、モデル施設における計画作成の事例集やひな形の記入方法を記載した作成ガイドを公表。

グループ		施設例	令和元年度支援対象市町村（施設）
集客施設	A 交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等	福島県二本松市（ロープウェイ）
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋、民宿 等	山梨県富士河口湖町（民宿）
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場 等	福島県二本松市（スキー場）
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋、牧場 等	東京都八丈町（牧場）
要配慮施設	E 医療機関	病院、診療所、助産所 等	
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、保育園、老人福祉施設 等	東京都三宅村（老人福祉施設）

＜避難確保計画の作成支援対象＞

作成の手引き(平成28年3月)

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き

解説資料(令和2年3月)

避難確保計画(火山編)作成ガイド

噴火時等の避難確保計画のひな形

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集

避難促進施設の所有者等向け説明 スライドフォーマット

説明会開催用文書フォーマット

施設が計画を作成する際に活用

施設や自治体職員が他地域の事例を参考とする際に活用

自治体職員が施設を支援する際に活用

令和2年度の支援対象施設

有珠山(洞爺湖町)、岩手山(滝沢市)、栗駒山(一関市)、富士山(富士吉田市)、雲仙岳(島原市)、口永良部島(屋久島町)で避難促進施設に指定された6施設・地区について避難確保計画の作成支援を実施した。

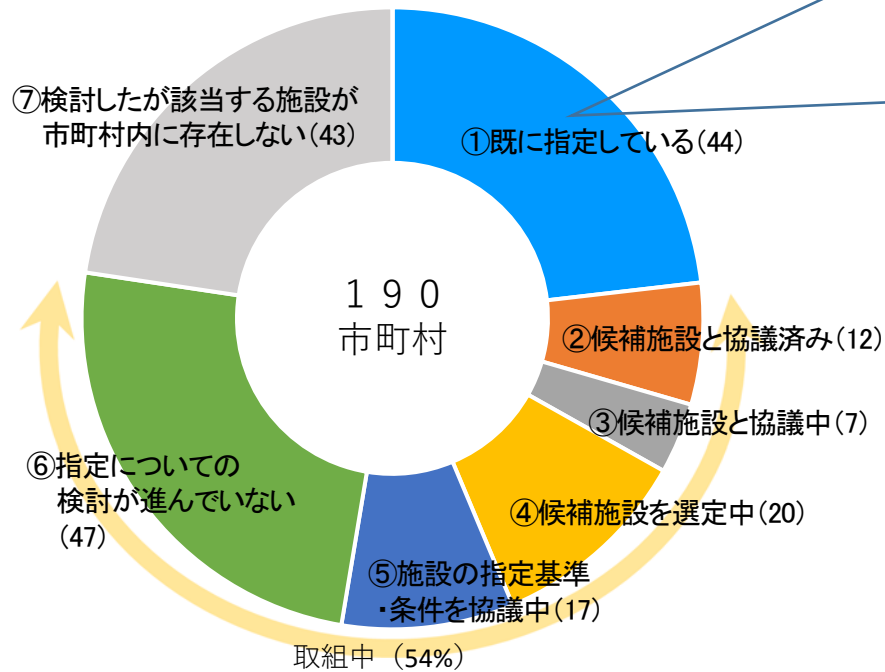
施設	施設種別	避難対象者数	【関係火山】 主な火山現象
桜ヶ丘保育所	要配慮者利用施設 (保育所)	乳幼児：31人 職員等：17人 計：48人	【有珠山】 大きな噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰
柳沢小中学校	要配慮者利用施設 (小中学校)	小学生：18人 中学生：15人 教職員：16人 計：49人	【岩手山】 融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石、火山灰
須川高原温泉 須川ビジットセンター 須川野営場 (3施設)	宿泊施設、屋外活動施設、短時間滞在施設 (旅館、キャンプ場、ビジットセンター)	約2700人 (3施設及び施設周辺の観光客等の最大人数)	【栗駒山】 大きな噴石、火砕流・火砕サージ
富士吉田登山道 七合目山小屋 (7施設)	宿泊施設 (山小屋)	各施設 利用者：70～260人 従業員：4～15人 7施設の合計 利用者数：約1000人	【富士山】 大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流
高野小学校	要配慮者利用施設 (小学校)	小学生：74人 教職員：17人 計：91人	【雲仙岳】 火砕サージ、小さな噴石、火山灰
民宿金岳	宿泊施設 (民宿)	最大利用者：11人 従業員：2人	【口永良部島】 大きな噴石、火砕流・火砕サージ



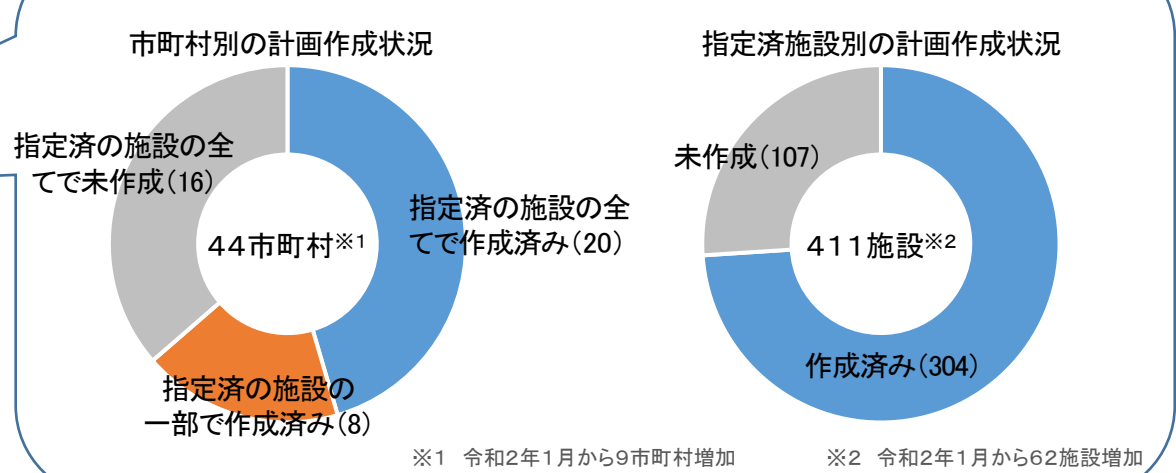
避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成の取組状況（令和3年1月31日現在）

- 火山災害警戒地域の延べ190市町村に対して、避難促進施設と避難確保計画についてアンケート調査。
- 避難促進施設の指定状況についての回答は次の通り。
 - ・190市町村のうち87市町村（約46%）において指定についての検討が済んでいる。そのうち44市町村が避難促進施設の指定を実施し、43市町村が「該当する施設なし」としている。
 - ・残りの103市町村（約54%）で、候補施設と協議中等、指定が未だ実施されていない。
- 避難確保計画の作成状況について、既に指定を実施している44市町村のうち、20市町村（約45%）では指定済の施設の全てで作成済み。避難促進施設ごとに見た場合には、411施設中304施設（約74%）で作成済みであった。

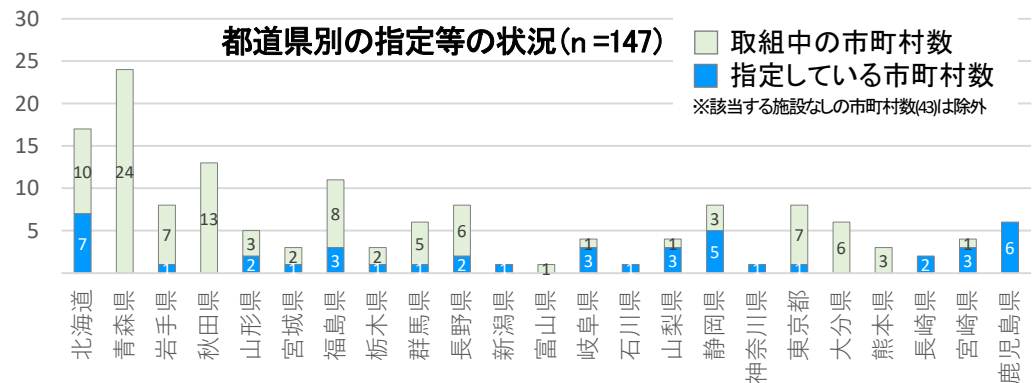
火山災害警戒地域の市町村における
避難促進施設の指定等の状況



既に指定している44市町村における避難確保計画の作成状況



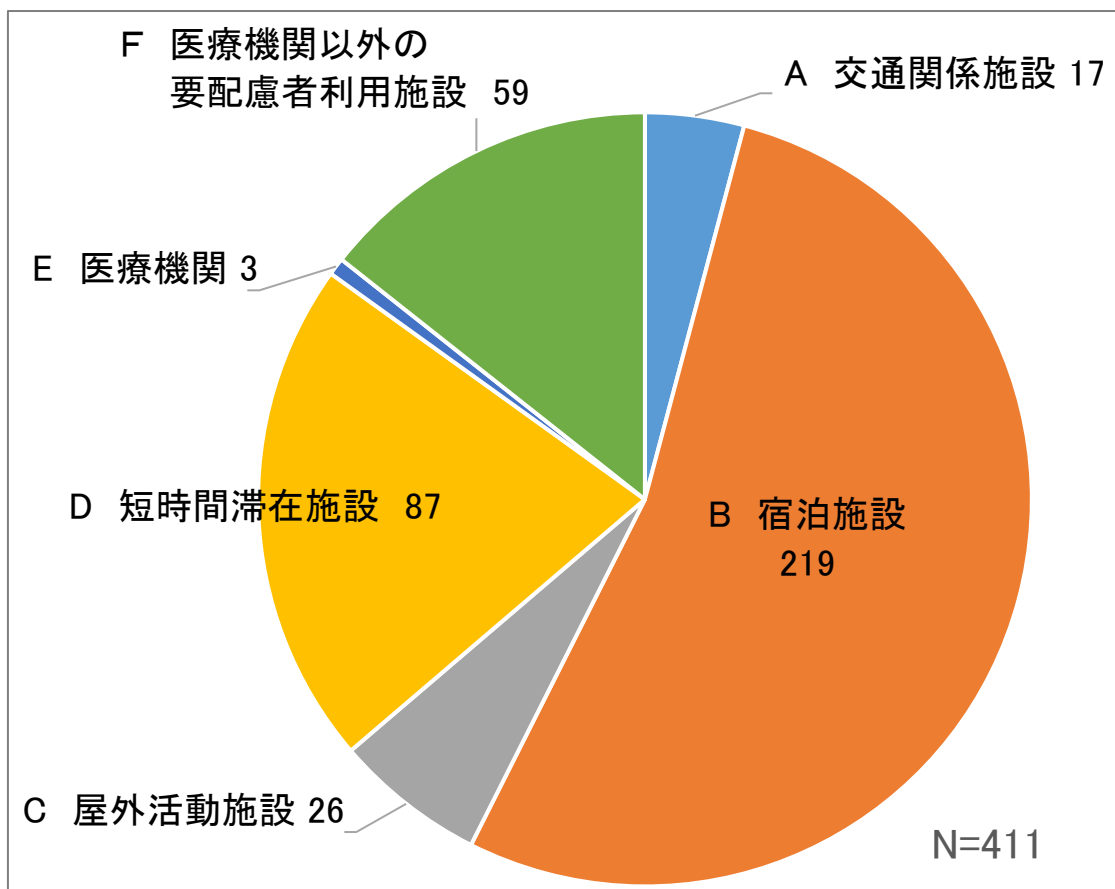
都道府県別の指定等の状況 (n=147)



避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成の取組状況（令和3年1月31日現在）

- 指定後の計画作成のノウハウがないことが、指定が進まない要因の一つになっていた。今後も施設種別に応じた計画作成のノウハウを蓄積していく必要があると考えられる。

避難促進施設の分類



施設分類別の確保計画の作成状況

施設種別	施設数	作成数
A 交通関係施設	17	13
B 宿泊施設	219	161
C 屋外活動施設	26	14
D 短時間滞在施設	87	62
E 医療機関	3	3
F 医療機関以外の要配慮者利用施設	59	51
合計	411	304